

加須市病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想推進懇話会設置要綱

(令和4年8月10日市長決裁)

(設置)

第1条 埼玉県済生会加須病院の立地を起爆剤に、ウェルネス、スマート及びレジリエンスの3つの要素を取り入れた、病院を核とした新たなまちづくりの将来像を示す、病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想（以下「構想」という。）の策定等に当たり、多様な視点で幅広く意見を聴取するため、加須市病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) 構想の推進に関すること。
- (3) その他構想の策定等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市内の公共的団体等の代表者
  - (2) 民間企業、民間団体等の代表者
  - (3) 知識経験を有する者
  - (4) 市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、所期の目的を達成するまでの期

間とし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市整備部まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。